

(2) 障害支援部の状況

<福祉課の業務>

福祉課は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の主たる業務を担当し、市町村等の依頼に応じ、18歳以上の身体障害者及び知的障害者への専門的支援を行っています。

所管地域は、政令指定都市（横浜市・川崎市・相模原市）を除く市町村となっています。機能としては、以下の事項を担っています。

- 専門的相談機能
- 専門的判定・評価機能
- 市町村への専門的支援

ア 専門的相談機能

(ア) 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談内容別状況

身体障害者更生相談所業務の相談数は、3,697件であり、相談内容の内訳は、補装具が2,966件で最も多く、次に更生医療が731件となっています。（図1）（資料2-1）

知的障害者更生相談所業務の相談数は、1,011件であり、相談内容の内訳は、療育手帳が809件で最も多く、次に生活相談97件、職業相談82件、施設入所2件、医療保健1件、その他の相談が20件でした。その他の相談の内容は強度行動障害の判定や重症心身障害の認定に関するもの等がありました。（図2）（資料2-6）

図1 身体障害者更生相談所相談内容別状況

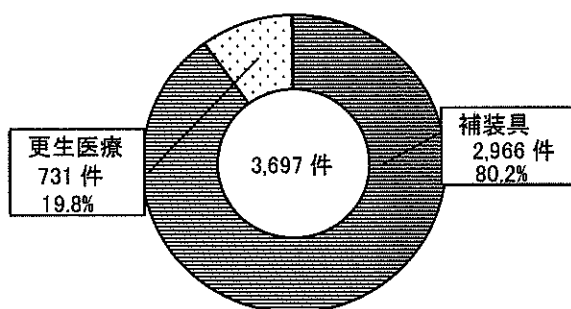
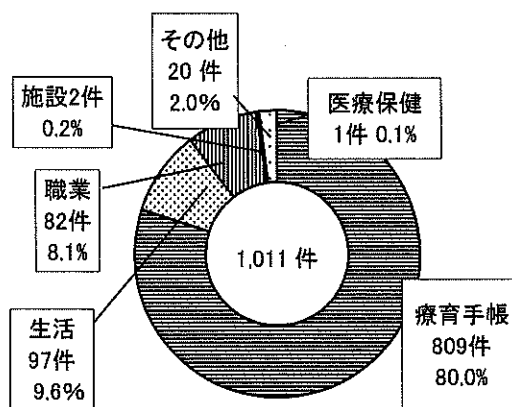


図2 知的障害者更生相談所相談内容別状況



※延べ相談件数

(イ) 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談形態別状況

身体障害者更生相談所の相談数は、3,697件であり、相談形態の内訳は、文書及び来所によるものが2,870件（77.6%）、巡回相談によるものが827件（22.4%）でした。巡回相談では、利用者の利便性を考慮し補装具判定を実施しました。（図3）（資料2-1）

知的障害者更生相談所の相談数は、1,011件であり、相談形態の内訳は、来所相談868件（85.9%）、巡回相談143件（14.1%）でした。巡回相談は、来所が困難な方を中心に実施しました。（図4）（資料2-6）

図3 身体障害者更生相談所相談形態別状況

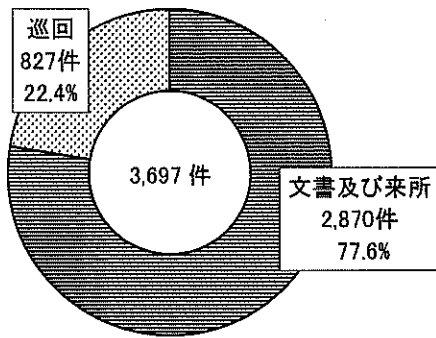
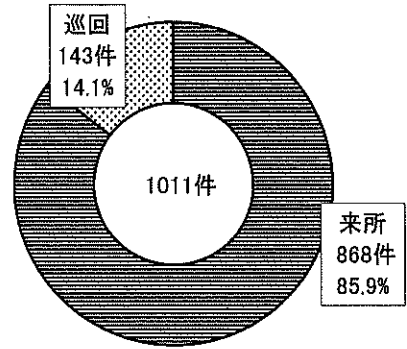


図4 知的障害者更生相談所相談形態別状況



イ 判定・評価機能

市町村の依頼により、医学的・心理学的・職能的・社会的判定を実施しました。判定の内容は以下のとおりです。

(ア) 補装具費支給の要否判定

補装具費支給要否判定件数は2,545件で、昨年度(2,270件)に比べ275件増加しています。直接判定が必要な電動車椅子は45件で、昨年度(39件)より6件増加しています。下肢装具は1,042件で昨年度(755件)と比べ全体に占める割合が7.6ポイント増え、40.9%でした。(図5)(資料2-3)

(イ) 更生医療給付の要否判定

更生医療給付の要否判定は703件で、昨年度(699件)より4件増加しています。腎臓機能障害が、全体の87.2%を占めています。(図6)(資料2-4)

(ロ) 療育手帳に関する程度判定

療育手帳に関する程度判定の結果通知書は797件で、昨年度(677件)より120件増加しています。内訳で見ると、新規は1件減少し、120件(15.1%)、再交付は121件増加し、677件(84.9%)となっています。年齢別判定状況では20歳未満が503件(63.1%)となっており、20歳代を合わせると725件(91%)とほぼ9割を占めています。しかし、近年の傾向か、40歳代、50歳代以上での手帳取得も41件ありました。(図7・8)(資料2-11)

図5 補装具支給要否判定状況

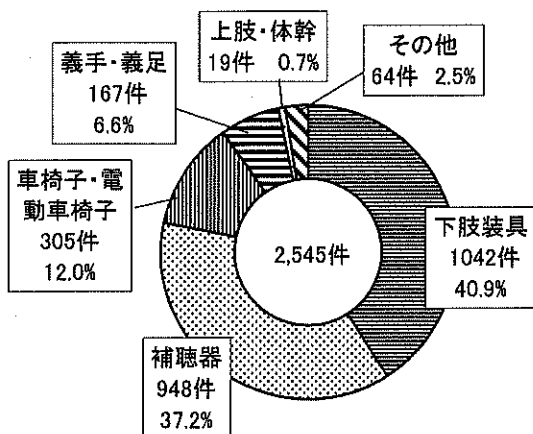


図6 更生医療給付要否判定状況

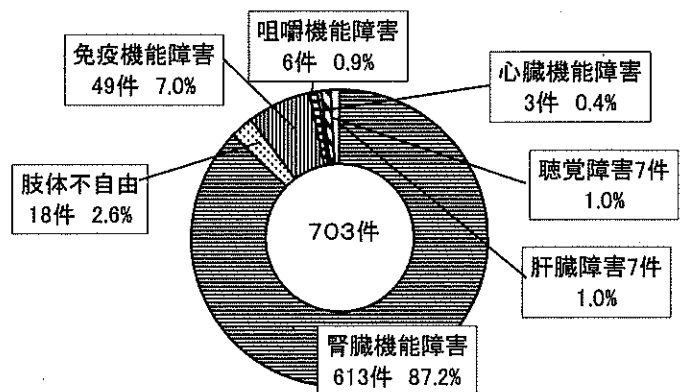


図7 療育手帳 新規・再交付の結果通知書の割合

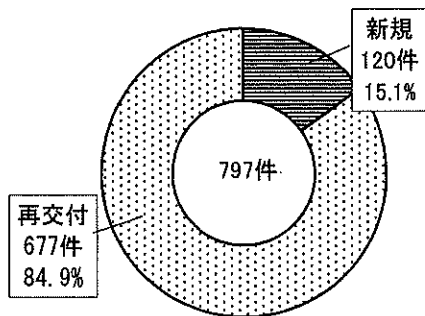
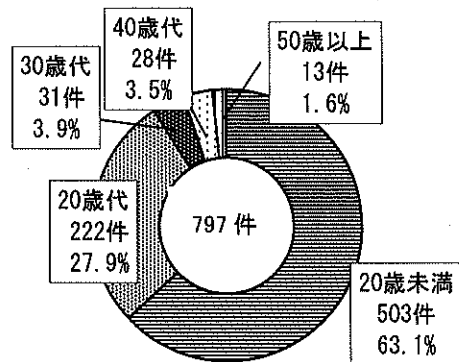


図8 療育手帳結果通知書 年齢別判定状況



(エ) 総合判定・現状診断

総合判定とは、支援方針等を検討する場合に医学的判定、心理学的・職能的判定を行うものです。現状診断とは、療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受ける場合や強度行動障害の認定をする場合等に、医学的判定、心理学的・職能的判定を行うことを言います。

総合判定・現状診断は、前年度より20人増加し、108人でした。現状診断は103人で、ほとんどが療育手帳の新規取得のためでした。現状診断を受けた方は、年代別では20歳代が最も多く44人(42.7%)、40歳代が23人(22.3%)、30歳代は17人(16.5%)、20歳未満が12人(11.7%)、50歳以上は7人(6.8%)でした。20歳代の次に40歳代が多くなっていますが、これは、養育者である保護者の高齢化・死去などを理由に、制度の利用や療育手帳を取得しての就労支援を希望される方が増えたためと推察されます。(資料2-8~11)

ウ 市町村への専門的支援

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議や障害保健福祉圏域自立支援協議会、神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会等に参加しました。障害者更生相談所の機能を生かし、側面より地域での連携をサポートしています。また、更生相談で培った知識・技術を市町村や障害者施設への専門的技術的支援、市町村職員の研修に活かすよう努めています。

エ 重症心身障害者

(ア) 重症心身障害の認定

平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、18歳以上の重症心身障害の方についても他の障害と同様に援護の実施主体が市町村となりました。市町村の依頼により、18歳以上の方の重症心身障害の認定を福祉課で実施しています。今年度は市町村より複数の認定に関する相談があり、そのうち3件(昨年度4件)が認定に至っています。

(イ) 療養介護事業所(医療型障害児入所施設併設)の入所調整

(ア)に記載の法改正に伴い、重症心身障害児施設が、児童については医療型障害児入所施設、18歳以上については療養介護事業所となりました。併せて、児童相談所が行っていた入所(長期)調整業務について、施設の受け入れ条件が18歳以上の場合は福祉課が入所調整会議の開催等の調整業務を行うこととなりました。施設からの依頼による入所調整を4回実施しました。

＜療育課の業務＞

療育課では地域で暮らす障害児、障害が疑われる児童及びその保護者等に対して、ケースワーカー及び心理職が福祉医療部のスタッフとの協働で次の事業等を行っています。

いずれも関係機関との連携により実施しています。

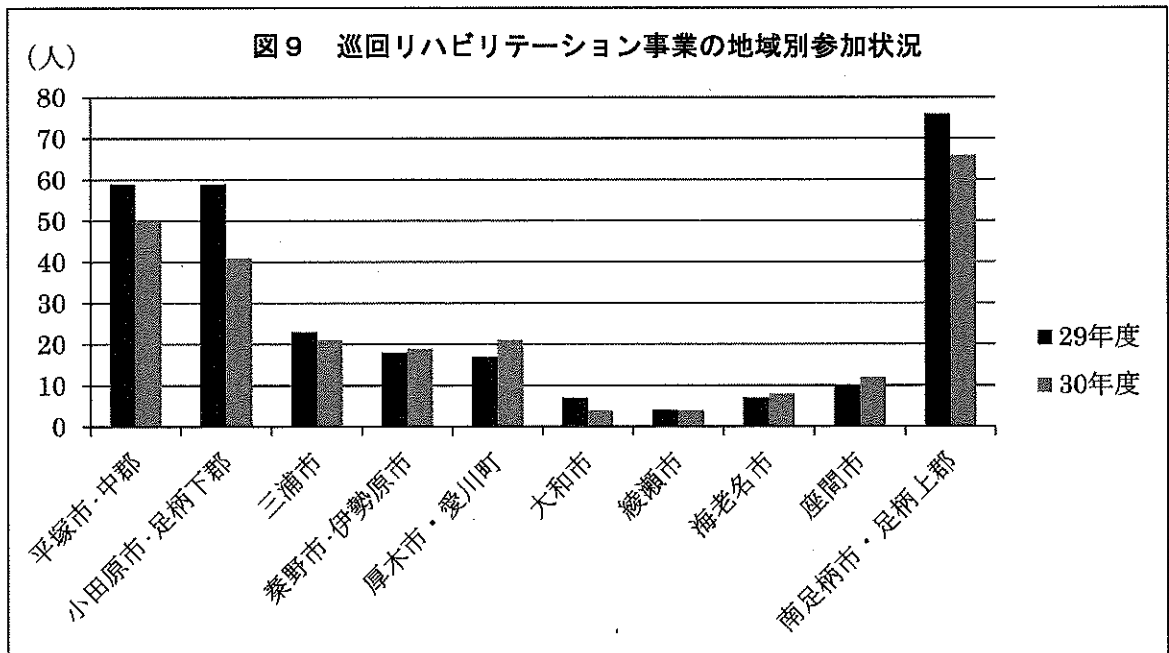
ア 障害児等療育支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、政令指定都市、中核市を除く県内の市町村の在宅重症心身障害児者、知的障害児、身体障害児及びその他療育支援を必要とする児童とその保護者等の地域における生活を支えるため、専門的な支援を行うとともに、関係機関の職員に対する支援、育成を行っています。療育課のスタッフは、ケースワーカーが、主に相談面接、福祉制度説明、情報提供、関係機関との連絡調整を行い、地域の療育機関等への円滑な移行支援を行っています。心理職は医師の指示に基づき、心理検査、発達評価等を行っています。（表1、表2）（資料2-12～2-19）

(7) 訪問による療育支援

a 巡回リハビリテーション事業 [関連 P.24]

地域を福祉医療部の専門スタッフとともに訪問して障害のある児童等に対するリハビリテーション等の療育支援を行っています。あわせて地域の療育関係機関等の職員に技術支援を行うとともに、市町村の療育体制の整備に係る助言を行う等、地域のニーズに合わせた支援を行っています。（図9）（資料2-21～2-24）



b 在宅重症心身障害児者訪問指導事業・療育訪問指導事業

在宅重症心身障害児者の家庭等に施設等の専門医師及び専門職員が訪問し、対象児者とその保護者等に対して医学的並びに療育的見地から必要な助言等を行っています。平成30年度は10市4町1村の延べ29名（成人延べ19名・児童延べ10名）（前年度9市3町1村の延べ58名（成人延べ25名・児童延べ33名））の方々に実施しました。

(イ) 来所による専門的な療育相談・支援

a 早期療育外来事業 [関連 P.20]

(a) 個別療育

障害があるか、障害の可能性のある概ね3歳以下の乳幼児を対象に、福祉医療部の専門スタッフとのチームアプローチによる診療・療育による発達の援助及び保護者等への支援等を行っています。

(b) 集団療育

主に身体に発達の遅れがある2歳児と保護者を対象とした「いちごグループ」では、発達段階や特性に応じた様々な遊びや活動を提供し、心身の機能の発達を促しています。半年を1クールとして年に29回実施しています。また、保護者間の交流の機会の設定や、今後の療育や福祉サービスに関する情報提供を行っています。

主に心身の発達の遅れや障害のある3歳未満の児童と保護者等を対象とした親子サロングループでは、様々な感覚遊びのプログラムを提供し、親子の相互交流が豊かになるよう支援しています。平成27年度より重度の障害のある児童と保護者が参加しやすいように2グループ編成（ぺんぎんグループ・らっこグループ）とし、年間を1クールとして隔週で運営しています。（表3）（資料2-20）

b 外来事業 [関連 P.21]

(a) 個別療育

外来診療、訓練を受けている概ね3歳以上の児童に対して、在宅での療育や日常生活の充実を図るために、心理学的評価や相談指導、関係機関等との連絡調整などの相談、援助を行っています。（表1、表2）

(b) 集団療育

主に発達障害があるか、発達障害の可能性のある就学前の児童とその保護者等を対象とした「レモングループ」では、発達に合わせたゲーム等のプログラムを提供し、周囲と良好な関係を保てるように支援しています。隔週に1回、年間を1クールとして行っています。（表3）（資料2-20）

表1 相談・支援実施状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院	11	15	17	23	22	22	19	18	16	36	27	14	240
短期入所	79	105	111	87	86	91	93	85	85	81	85	89	1077
外来	90	67	70	63	49	43	57	55	37	48	42	62	683
発達障害外来	7	8	10	9	11	12	13	10	8	5	7	10	110
早期療育	121	122	105	106	90	122	113	133	118	132	113	121	1396

表2 心理評価・治療実施状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	5
外来	26	27	26	28	34	28	25	22	28	33	29	30	336
発達障害外来	2	1	2	0	2	2	1	1	1	2	2	0	16
早期療育	4	9	7	9	9	5	15	10	8	13	9	2	100

表3 集団療育実施状況

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いちごグループ	0	14	14	14	7	14	13	9	11	7	9	4	116
ペンぎんグループ	13	8	12	17	8	8	16	17	11	6	18	3	137
らっこグループ	6	10	16	15	12	5	18	15	9	12	4	5	127
レモングループ	0	0	10	3	9	7	5	9	10	8	8	5	74

イ 入院児童への支援 [関連 P. 23]

訓練等を目的として入院する障害児の保護者及び学校等の連絡調整を行うとともに、入院児童の心理学的評価等を行っています。なお、学齢児には茅ヶ崎養護学校育療学部（わかば学級）が病棟内に併設されており、教育を受ける機会の保障を図っています。

児童相談所からの依頼による入院（保護委託を含む）について、当該児童を受入れ、児童相談所の援助方針に沿って、関係機関との連絡調整を行っています。

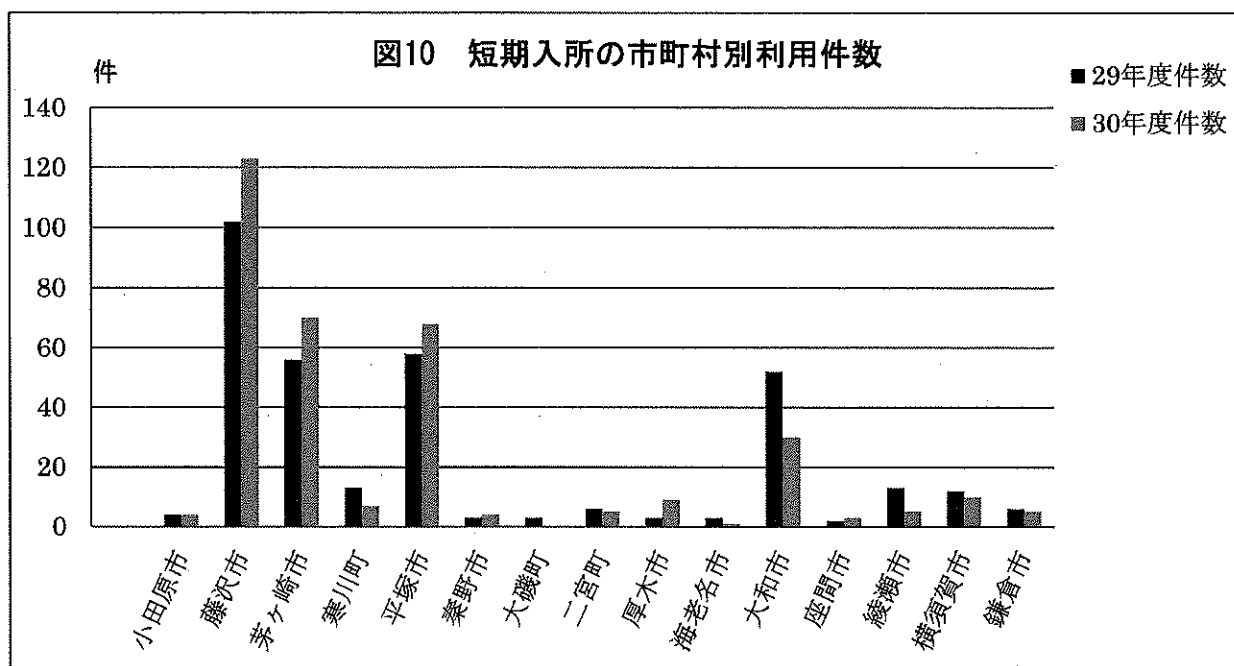
ウ 短期入所サービス事業 [関連 P. 23]

障害者総合支援法に基づく短期入所サービスの事業所として、19床の診療所の空床を利用して地域で暮らす重症心身障害児者、肢体不自由児の在宅生活を支援しています。

平成30年度の利用状況は、利用者数(実数)が60人(前年度69人)、利用件数344件(前年度336件)、利用日数1,458日(前年度1,407日)となっています。重症心身障害児者の利用率は、全体の91.8%(前年度81.2%)でした。(資料2-26)

市町村別の受入状況は、14市町(前年度15市町)から受け入れました。(図10)

短期入所などで病棟を利用される方々の生活の質の向上を目的に、日中支援(週3回)を実施し、レクリエーションの充実に取り組みました。(資料2-26)



エ その他

(ア) 発達障害等支援外来 [関連 P. 22]

主に発達障害があるか、発達障害の可能性のある児童を対象に、専門医師による診察や心理検査等による評価を行い、あわせて児童が所属する学校等の職員に助言することにより、療育環境の調整、充実を図っています。平成30年度は、29人、延べ74人（前年度29人、延べ77人）の児童に実施しました。

(イ) 日常生活等支援事業

地域で生活をしている肢体不自由の中学生を対象に、福祉医療部のスタッフとともに地域生活及び日常生活の自立をより促進することを目的に、4～5人程度の小集団によるグループ活動を実施しています。

平成30年度は、4人、延べ10人（前年度4人、延べ10人）の参加があり、療育課では、活動に向けた話し合いの場を設定し、参加児童自らが外出計画を立て、公共交通機関を利用した外出と施設でのスポーツの体験を実施しました。

最終日には、参加児童と保護者を対象に、就業や進学をしている肢体不自由のある方の体験談をお話いただく場を設けるとともに、自由に意見交換できるスタイルで話せる場を設け、将来を考える上で具体的な参考としていただきました。